

意見書

平成 23 年 6 月 28 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「NTT 東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 活用業務制度の廃止について

活用業務については、これまで全ての申請が認可されており、NTT 再編時の業務範囲規制の趣旨に反し、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)がその業務領域を拡大している状況です。このような NTT 東西殿の業務範囲のいたずらな拡大は、公正競争環境に悪影響を及ぼすものであり、NTT 再編の趣旨に立ち戻り、活用業務制度についてはただちに廃止すべきです。

2. 本件認可の保留について

2010年12月の「光の道」構想実現に向けた取りまとめにおいて、機能分離を導入することが決定され、法改正並びに関連省令の整備により、その詳細が今後整理されていく予定となっています。機能分離の具体的内容次第では、競争環境に及ぼす影響が大きく異なることは明らかであり、現時点において本件認可を行うことは適当ではありません。少なくとも機能分離の詳細内容及びその実効性が明確になるまで本件認可を保留すべきと考えます。

3. 情報漏えい対策に関する説明の実施について

活用業務認可の審査の基準である、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に定める 7 つのパラメータの中で最も重要な指標として、営業面でのファイアウォール確保がありますが、この指標に係る判断においては、2009年11月に発生した、NTT 西日本殿の情報漏えい事案を重大な問題として認識すべきです。本件について行政指導を受けた後、各種再発防止策を講じたと公表されているものの、重要な利害関係者である接続事業者に対する説明は未だ十分になされておらず、外部からその対策の有効性が検証できない状況にあります。従って、総務省殿が本件審査を進めるのであれば、その前にまず NTT 西日本殿に対し、接続事業者の要望を満たすレベルの説明を行うよう指導すべきです。

4. 届出制移行に際しての追加措置の必要性

今般成立した改正 NTT 法により、活用業務が「認可制」から「届出制」へと変更されましたが、これ以上の活用業務の肥大化を招かぬよう、下記のような追加的措置を講じるべきと考えます。

- ・ 移動体事業や ISP 事業等について、活用業務に該当しないことを明確化
- ・ 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場を確保
- ・ その他あらゆる公正競争環境整備の推進
 - － 活用業務の内容についての監視検証機関の設置
 - － NTT 東西殿と他事業者との同等性の確保
 - － グループドミナンス排除の実効性担保 等

以上